

100



ついに事務所報が100号を迎えました。そこで、100という数字にちなんだ話題がないか考えてみましたが、ぜんぜん思い浮かびませんでした。

無理矢理こじつけるとすれば、故障していた足の状態が快復し、今月は久々に月間走行距離が100kmを超えたということくらいです。

ジョギングをお休みしている間に相当体力が落ちましたので、継続することの重要性を感じています。

ジョギングも、事務所報も継続は力なりの精神でこれからも頑張っていきたいと思います。

バー

裁判所でバーというと、法廷と傍聴席を仕切る柵のことを指します。

バーの中には基本的には紛争の当事者と法律家しか入れないことになっています。

「司法試験」という言葉を英訳するとバーイグザムとなりますが、これは法廷（バー）の中に入る資格を得るための試験（イグザミネーション）という意味です。

遺言執行者

遺言には遺言執行者を定めておくことができます。遺言執行者は、銀行で口座の解約手続きをしたり、集めたお金を遺言の内容に従って分配したりしなければなりません。

遺言執行者には相続人のうちの一人が指名されることが多いですが、手続きが煩雑な場合には弁護士が指名されるケースもあります。遺言執行者に指名された相続人が手続きを弁護士に依頼するということもできます。

銀行での口座解約手続きは各銀行の手続方法に従って進めていくことになります。必要書類さえ集めて来店すればその場で解約時の預金を受け取れる銀行もあれば、何度にも分けて手続きが必要となり、実際にお金を受け取るまでに数週間かかる銀行もあります。後者の代表がゆうちょ銀行ですので、ゆうちょ銀行で手続きをされる皆さまは気をつけてください。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設